

## 高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助の目的)

第2条 県は、浜の活力再生広域プラン（広域浜プランの策定及び関連施策の連携について（平成28年1月20日付け27水港第2627号農林水産事務次官依命通知）第2の1に掲げるものをいう。以下同じ。）の承認を受けた漁村地域において、競争力強化のための施設整備及び産地市場の統廃合を推進するための施設整備を支援することを目的に、市町村（以下「補助事業者」という。）に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和4年3月29日付け3水港第2556号農林水産事務次官依命通知）及び水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱の運用について（令和4年3月29日付け3水港第2575号水産庁長官通知）に基づいて、別表第1に定める事業実施主体が実施する水産業競争力強化緊急施設整備事業とする。

### (補助率及び補助対象施設)

第4条 補助事業の補助対象施設、補助率及び実施要件等は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、区分ごとに算出された補助金の交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する申請書（以下「申請書」という。）及び関係書類の様式は、別記第1-1号様式によるものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを事業実施主体としないこと、契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、事業実施主体に対して前号に掲げる条件を付さなければならないこと。
- (3) 補助事業の内容又は経費の配分等の変更について、別表第5に掲げる重要な変更を行おうとするときは、事前に別記第2-1号様式による事業計画変更承認申請書を提出して、知事の承認を受けること。ただし、同表に掲げる重要な変更以外の変更をしようとする場合は、事前に別記第2-2号様式による事業計画変更届を知事に提出すること。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第2-1号様式により事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (7) 補助事業の実施に関する書類、帳簿等は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、事業計画に関する書類及び図面等は、財務省令で定める処分制限年数の期間中は、保管しなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を得なければならないこと。
- (10) 前号の規定により、知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (11) 間接補助を行う場合、事業実施主体に県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを補助要件としなければならないこと。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、第5条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第4に掲げるいずれかに該当すると認める場合を除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第8条 知事は、補助事業者（事業実施主体を含む。）が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(概算払)

第9条 補助事業者は補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第3号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は前項の規定による請求があったときは、出来高検査を行い、その出来高の事業費に相当する補助金の9割以内で概算払をすることができる。

(状況報告)

第10条 規則第10条第1項の規定による報告書の様式及び提出期限は次に定めるとおりとする。

種類	様式	提出期限
事業着手報告書	別記第4号様式	補助事業の着手後7日以内
遂行状況報告書	別記第5号様式	事業の着手後9月末現在の状況について10月10日まで

(実績報告)

第11条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記第6-1号様式によるものとし、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の2月末日のいずれか早い日までに、1部を知事に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の補助事業等実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第7号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(事後評価報告)

第12条 補助事業者は、実施計画に定められた成果目標の達成状況を原則として、目標年度の翌年度の6月末までに別記第8-1号様式により県に報告するものとする。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(附則)

1 この要綱は、令和4年3月23日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和6年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第6号から第11号まで、第8条、第11条第3項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

—

別表第1（第3条関係）

事業実施主体	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 市町村</li><li>(2) 水産業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する水産業協同組合をいう。）</li><li>(3) さけ・ます類の人工ふ化放流事業を行う団体</li><li>(4) 水産業の発展を目的とする団体又は法人（上記（1）、（2）又は漁業者（3名以上）が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものであって、かつ、水産庁長官が適当と認めるものに限る。）</li><li>(5) 水産加工業又は水産流通業その他の水産業の発展を目的とする団体又は法人（上記（1）、（2）、漁業者、水産加工業者又は水産流通業者（5名（離島3名）以上）が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものであって、かつ、水産庁長官が適当と認めるものに限る。）</li></ul>
--------	---

別表第2 (第4条関係)

番号	対象施設	補助率 (別表第3に定める事業に該当する場合は、6/10以内とする(ただし、防災対策関係施設は除く。))	実施要件	事業内容
1	養殖用種苗生産施設	1/2以内	—	・養殖用の魚介類等をふ化、育成する施設
2	養殖施設(養殖施設再配置含む)	1/2以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業管理、資源回復、漁場環境の維持・改善の取組を阻害するおそれのあるもの(資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など)は、対象としないものとする。</li> <li>・養殖施設再配置については、持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)に定める漁場改善計画に基づくこと。交付対象は繫留資材に限る。</li> </ul>	魚介類等をいけす等に入れて飼育するための施設及び持続的養殖生産確保法に定める漁場改善計画に基づく養殖施設の再配置のための繫留資材
3	漁獲物運搬施設	1/2以内※	年間水揚量が3,000t未満の地域又は水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画が策定された地域であって、離島等の条件不利地域を対象とするものであること。	漁獲物運搬船(離島等の条件不利地域に限る。)
4	荷さばき施設	1/2以内※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場機能を有する場合は、「産地市場再編整備計画」及び「漁港における衛生管理基準について」に基づくものに限る。</li> <li>・卸売市場を整備する場合には、水産物の取引参加者の新規参入の基準について、独占禁止法等の問題となるおそれがないものになっていること。</li> </ul>	水産物の集出荷作業場(水揚げ・選別場、卸売場建物、検量施設等)
5	省エネルギー型施設機能整備	1/2以内※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設稼働にかかるエネルギーの消費量又はそのコストを1割以上削減すること。</li> <li>・当該施設の利用状況が適切であること。</li> </ul>	エネルギーの消費量を削減するための施設の改築
6	ノリ高性能刈取船	1/2以内※	—	ノリ高性能刈取船
7	大型ノリ自動乾燥機及び設置に必要な上屋	1/2以内※	原則として規模が10連以上のものに限るものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型ノリ自動乾燥機及び大型ノリ自動乾燥機の設置に必要な上屋</li> <li>・附帯施設のみの整備</li> </ul>
8	漁場底質改善	1/2以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業効果の把握のため、必要な情報の収集体制が整っていること。</li> <li>・5年後に生産量1割増加を目指すものに限る。</li> </ul>	漁場の底質等の改善を目的として、堅くなった底質を耕すこと(耕うん)、底質を整えること(整地)、堆積物や雑海藻等の除去(しゅんせつ及び有

				害生物等の除去)
9	つきいそ	1/2以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁獲規制を含む漁場管理規程を定めること。</li> <li>・事業効果の把握のため必要な情報の収集体制を整えること。</li> <li>・5年後に生産量1割増加を目指すものに限る。</li> </ul>	定着性の水産動植物又は広域性回遊を伴わない魚種の増産を図るための漁場の造成を目的として行われる自然石の投入等
10	放流用種苗生産施設	1/2以内	—	放流用の魚介類等をふ化、育成する施設
11	さけ・ます種苗生産等施設	1/2以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サケの放流尾数の県内合計が過去3年連続して200万尾以上であること。</li> <li>・県内のサケ沿岸来遊尾数(沿岸漁獲数と河川漁獲数との合計)が過去3年連続して1万尾以上であること。</li> </ul>	<p>さけ・ますの種苗生産、中間育成、放流、そ上等に係る以下の施設</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 産卵のため河川に遡上してきたさけ・ます親魚を捕獲するための施設、捕獲した親魚のうち成熟していない親魚を成熟するまで管理するための施設、採卵するための施設(魚止め施設、河床整備、護岸、魚止め装置保管庫、蓄養池、採卵室を含む。)</li> <li>2. さけ・ますの受精卵及びふ化した仔魚を管理するための施設(検卵室、ふ化槽、ふ上槽及び養魚池壁面整備を含む。)</li> <li>3. さけ・ます稚魚を飼育、管理するための施設(管理室、倉庫、上屋施設及び飼育池壁面整備を含む。)</li> <li>4. 種苗生産施設や中間育成施設等の給排水を行うための施設(導水路、井戸、発電機施設及び排水路を含む。)</li> <li>5. 給餌や飼育池の清掃を自動で行うための施設(水流式、ブラシ式等)</li> <li>6. 稚魚の飼育により生じる糞等を処理するための排水処理施設及び残滓処理施設(沈殿池、排水処理施設及び残滓処理施設を含む。)</li> <li>7. 稚魚をいけす等に入れて海中で飼育するための施設(網いけす、浮子、ワイヤーロープ等の付属品を含む。)</li> <li>8. 魚道の延長、導流堤等の魚道機能障害を回復す</li> </ol>

				<p>るための施設（魚道の延長、導流堤等）</p> <p>9. 取水堰堤等の河川を横断している構造物に設ける遡河性魚類等が上流へ遡るための通り道</p>
1 2	種苗中間育成施設	1/2 以内	内水面漁業に係るものに限る。	種苗生産施設等で生産された種苗を放流等に適したサイズまで育成するための施設
1 3	病害汚染防止施設	1/2以内	内水面漁業に係るものに限る。	薬浴、洗浄等により魚病の伝染を防止するための施設
1 4	加工処理施設	1/2以内※	漁獲物の簡易な加工処理施設に限る。	水産物の加工処理施設
1 5	再生可能エネルギー利用施設・機能整備	1/2以内※	共同利用施設等へ太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等により発電したエネルギーを供給するために必要な発電施設及びそれに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。ただし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条の再生可能エネルギー発電設備の対象となる場合を除く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等の再生可能エネルギーを利用する発電施設であり、漁業地域の省エネルギー化や温暖化対策、循環型社会の構築等に資する施設及びそれに附属する設備</li> <li>・共同利用施設等における再生可能エネルギーの利用のための施設改築</li> </ul>
1 6	海業支援施設	1/2以内※	<p>漁村特有の新鮮な魚介類等の提供等を通じて、水産業の振興を中心とした地域の活性化を図ることを目的として、加工作業所、地域水産物普及施設（加工品や郷土料理の展示及び販売提供等）、漁業体験施設、休憩所等、地域資源の付加価値創造を図る海業支援のための施設及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。</p> <p>ただし、加工作業所、地域水産物普及施設については、当該施設の全取扱量のうち3分の2以上が地域水産物であることとする。</p>	<p>漁村特有の新鮮な魚介類等の提供等を通じて、水産業の振興を中心とした地域の活性化を図ることを目的とした加工作業所、地域水産物普及施設（加工品や郷土料理の展示及び販売提供等）、漁業体験施設、休憩所等、地域資源の付加価値創造を図る海業支援のための施設</p>
1 7	作業保管施設	1/2 以内※	水産物の一時保管施設については、出荷前の一次処理施設を伴う場合に限る。	水産物の出荷前の一次処理、漁具等の保管施設
1 8	海水処理施設	1/2以内※	—	漁業生産関連作業又は水産物の流通を目的に使用する海水の殺菌処理等の施設
1 9	漁船保全修理施設	1/2 以内	—	漁船の補修・修繕を目的として陸揚げするための施設

20	水産業作業等軽 劣化機能整備	1/2以内	—	負担軽減、事故防止及び バリアフリー化のための 段差解消、クレーン整備、 電子化等のための施設改 築、機器整備
21	放置艇収容施設	1/2以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。</li> <li>・当該漁港の区域内又は周辺水域等に係留されている放置艇を適切に収容し、漁船等との利用調整を図るために必要な以下の整備を行う。</li> </ul>	
	①簡易な係留施設		漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港漁場整備法第3条第1号の口に掲げる係留施設のうち簡易な浮棧橋、棧橋等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港漁場整備法第3条第1号の口に掲げる係留施設のうち簡易な浮棧橋、棧橋等及びこれらに附属する設備
	②陸上保管・上下架施設		漁港及び周辺水域の放置艇対策として、プレジャーボート等を陸上に保管するために必要な上下架施設及び保管施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。ただし、陸上保管施設の整備に必要な用地整備として、漁港施設用地の舗装等は交付の対象とするが、埋立等を伴う新たな用地造成は交付の対象としない。	漁港及び周辺水域の放置艇対策として、プレジャーボート等を陸上に保管するために必要な上下架施設及び保管施設並びにこれらに附属する設備
	③突堤		漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港漁場整備法第3条第1号のイに掲げる外郭施設のうち、突堤及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港漁場整備法第3条第1号のイに掲げる外郭施設のうち、突堤及びこれらに附属する設備
	④廃船処理経費		漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港の区域内におけるプレジャーボート等の廃船(漁船以外)を処理するために必要な経費とする。	漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港の区域内におけるプレジャーボート等の廃船(漁船以外)を処理するために必要な経費
	⑤船舶等放置対策設備		漁港漁場整備法に基づき、船舶等の放置禁止区域等を示す看板、柵等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	船舶等の放置禁止区域等を示す看板、柵等及びこれらに附属する設備

2 2	船舶離発着施設	1/2以内※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。</li> <li>・離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所(休憩所、便所等)、浮棧橋、乗降設備、利便設備及びこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。</li> </ul>	離島における水産物出荷・島外流通に必要な、フェリー・定期便等の就航・係留のための浮棧橋、乗降設備、利便設備及びこれらに附属する設備(離島に限る。)
2 3	岸壁等の軽労化施設	1/2以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。</li> <li>・浮棧橋及びベルトコンベア、クレーン等の軽労化施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。</li> </ul>	浮棧橋及びベルトコンベア、クレーン等の軽労化施設並びにこれらに附属する設備(固定式の施設に限る。)
2 4	航路・泊地の安全対策	1/2以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。</li> <li>・航路及び泊地の安全対策に必要な灯標の設置及び除砂(除砂設備、除砂船、除砂に要する経費)を交付の対象とする。ただし、除砂を行う場合、次のア及びイの要件を満たすことが必要である。また、当該地区の除砂は、概ね5年に1回限りとし、その範囲は、航路・泊地の安全を確保するのに必要最小限の範囲とする。</li> <li>ア 漁港管理者が当該水域の適切な維持管理を図っている漁港</li> <li>イ 当該漁港の置かれている自然条件等の地域特性から、当面抜本的な埋没対策が困難な漁港又は突発的な要因により埋没が見られる漁港</li> </ul>	航路及び泊地の安全対策に必要な灯標の設置及び除砂
2 5	ゴミ処理施設、便所、緑地、駐車場等の環境施設	1/2以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。</li> <li>・漁港漁場整備法第3条第2号の力に掲げる漁港環境整備施設のうち、植栽、運動施設、便所、休憩所、ゴミ処理施設、駐車場(立体駐車場を含む)及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。</li> </ul>	漁港漁場整備法第3条第2号の力に掲げる漁港環境整備施設のうち、植栽、運動施設、便所、休憩所、ゴミ処理施設、駐車場(立体駐車場を含む)及びこれらに附属する設備

26	漁港機能改善施設	1/2以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。</li> <li>・次に掲げる施設の既存施設について、漁港機能の向上を図るために必要な小規模な改良を行うものとする。</li> </ul>	
	①防波堤、護岸等の外郭施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港漁場整備法第3条第1号のイに掲げる外郭施設及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。</li> <li>・外郭施設には当該施設の機能上、利用上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、係船柱、係船環、防衝設備、階段、はしご、防護柵、車止め、照明設備、灯標又は防風設備等を設置することができる。</li> </ul>	漁港漁場整備法第3条第1号のイに掲げる外郭施設及びこれらに附属する設備
	②岸壁、船揚場等の係留施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港漁場整備法第3条第1号のロに掲げる係留施設のうち、岸壁、物揚場、船揚場（以上においては、埋立てを伴う場合を除く。）、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。</li> <li>・岸壁、物揚場、栈橋、浮栈橋等には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、防舷材、係船柱、係船環、車止め、照明設備、灯標、防風設備、階段、はしご、防護柵若しくは排水溝に附帯する沈砂地又はスクリーンを設置することができる。</li> <li>・船揚場には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、係船環、照明設備、車止め、防護柵、防風設備又は滑り材を設置することができる。</li> </ul>	漁港漁場整備法第3条第1号のロに掲げる係留施設のうち、岸壁、物揚場、船揚場、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋及びこれらに附属する設備

	③臨港道路等の輸送施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港漁場整備法第3条第2号のイに掲げる輸送施設のうち、道路、橋及びこれらに附帯する施設で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。</li> <li>・道路及び橋は、車道、歩道、中央帯、路肩、停車帯等により構成されるものとする。</li> <li>・道路及び橋には、当該施設の機能上、安全上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、防護柵、車止め、照明設備、街路樹又は植栽、道路標識、橋梁桁下の標識、防雪設備又は除雪、融雪設備等を設置することができる。</li> </ul>	漁港漁場整備法第3条第2号のイに掲げる輸送施設のうち、道路、橋及びこれらに附帯する施設
	④漁港施設用地の舗装等		漁港漁場整備法第3条第2号のハに掲げる漁港施設用地について、舗装、インターロッキングの設置等を交付の対象とする。	漁港漁場整備法第3条第2号のハに掲げる漁港施設用地について、舗装、インターロッキングの設置等
27	密漁等監視施設	1/2以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・密漁被害があること。</li> <li>・施設の適切な運用に足る人員が確保されていること。</li> <li>・市町村が保有する監視船は、補助対象外とする。</li> </ul>	漁場監視レーダー、監視カメラ装置、鉄塔、監視所等により構成される施設や漁場監視船
28	燃油補給施設	1/2以内※	—	燃油補給施設(固定式のもの)
29	深層水等利活用施設	1/2以内※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落とする。ただし、漁港の区域外の海域や漁港の背後集落外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。また、港湾法(昭和25年法律第218号)に基づく港湾で行う場合には漁業活動が行われている地域であり当該事業が水産業の振興に資すると認められる場合に限る。</li> <li>・深層水等の清浄海水の取水管、導水管、浄水管、送水管、配水管等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。なお、配水管は共同利用施設へ配水するための幹線及び主要な支線とし、個別給水管を含まないものとする。また、所要の清浄を確保するのが困難な場合は、滅菌処理等の施設を整備することができる。</li> <li>・また、深層水等を利活用した製氷施設及び水産物加工施設並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものをあわせて整備することができる。</li> </ul>	深層水等の清浄海水の取水管、導水管、浄水管、送水管、配水管等及びこれらに附属する設備

3 0	鮮度保持施設	1/2以内※	国産水産物を3分の2以上扱う施設に限る。	水産物を対象とした製氷施設、貯氷施設、冷凍施設、冷蔵施設
3 1	水産廃棄物等処理施設	1/2以内※	—	へい死魚、加工残さ、排水等の処理施設、再資源化施設
3 2	養殖場環境管理施設	1/2以内	養殖場の環境管理のために設置するものに限る。	海況観測装置（海上ブイ）、送受信装置等により構成される施設
3 3	防災対策関係施設	6/10以内  ※（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第13条に定める津波避難対策緊急事業計画に基づき実施する事業により整備される施設については、46/60以内）	・次のa又はbに該当する集落を対象とする。 ただし、災害に強い漁業地域づくり事業実施要領（平成7年4月1日付け7水港第1070号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業基本計画を策定した地区とする。 また、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについては、この限りでない。 a 漁港漁場整備法に基づき指定された漁港及びこれらの漁港の背後に位置する集落 b 漁業センサス（指定統計第67号）の対象となる漁業集落	
	①異常気象監視施設		異常気象発生時において、漁港内等の安全確認のために必要な監視カメラ等及びこれらの附属設備の整備	異常気象発生時において、漁港内等の安全確認のために必要な監視カメラ等及びこれらの附属設備
	②非常用電源施設		災害時を想定した非常用電源を確保するための施設及びこれらの附属設備の整備	災害時を想定した非常用電源を確保するための施設及びこれらの附属設備
3 4	水産情報高度利用施設	1/2以内	—	衛星からの海況情報や漁船の安全航行（漁業者落水時の自動通報等を含む）のための無線情報等の送受信施設（陸上の固定局に限る）
3 5	衛生環境強化機能整備	1/2以内	—	共同利用施設における衛生環境強化のための施設改築、機器整備
3 6	地下海水取水施設	1/2以内	—	魚介類等の養殖又は養殖用種苗生産に利用するための地下海水の取水施設の整備
3 7	水産資源評価・管理のための電子化推進施設・機能整備	1/2以内	—	産地市場における漁獲情報、漁場における海況情報等の水産資源評価・管理に活用する情報を電子化するための施設・機器整備

38	その他、浜の活力再生広域プランで必要となる施設	1/2 以内※	所得の向上に関連する施設に限る。	機器、車、船、宿泊施設を除く。
39	上記の附帯施設	本体施設に同じ	—	本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するもの。

細則

- 1 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域において、上記補助率の欄において※を付した施設を整備する場合にあっては、当該欄によらず補助率を5.5/10（ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、6.5/10）以内とする。

別表第3（第4条関係）

対象事業の概要		対象経費
1 漁業生産の構造改革	(1) 効率的な漁業生産体制への転換	<p>ア 操業の効率化を図るため、I o TやA I等の技術を活用して漁場環境の情報の収集や水揚げ情報提供を行うのに必要な漁業用通信施設、漁場管理強化施設及び水産情報高度利用施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ 産地市場のI o T化を推進するため、I o TやA I等の技術を活用して水揚げ情報の提供や入札業務を実施する等に必要な漁業用通信施設及び水産情報高度利用施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>ウ ア又はイの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>
	(2) 養殖生産の拡大	<p>ア ブリの人工種苗生産の推進や養殖業への新規参入の促進を図るため、養殖施設の設置に必要なかん水蓄養殖用施設、養殖魚の鮮度保持に必要な製氷冷蔵施設、養殖魚の出荷等に必要な水揚げ荷さばき施設、養殖用種苗の生産に必要な種苗供給施設及び養殖用餌料を供給するのに必要な餌料供給施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>
	(3) 漁場の有効活用の促進	<p>ア 地元と協働した企業参入を促進するため、水揚げの増加等に対応するのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ 生産力向上のための漁場づくりのうち、築いそ設置事業に必要な経費</p> <p>ウ ア又はイの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>

2 市場対応力のある産地加工体制の構築	(1) 加工施設の立地促進や機能等の強化	<p>ア 輸出に対応した加工施設の立地促進並びに加工施設の機能強化及び衛生管理の高度化を図るため、加工残さ等を廃棄するのに必要な廃棄物処理施設、漁獲物を加工及び処理するのに必要な水産物加工処理施設及び漁獲物の取扱の増加又は高度化に対応するために必要な水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費</p>
	(2) 加工関連産業の強化	<p>ア 加工用原料や製品の保管に必要な冷凍保管ビジネスの強化を図るため、漁獲物を冷凍又は低温保管するのに必要な冷凍冷蔵施設及び付帯設備の設置に必要な経費</p>
3 流通・販売の強化	(1) 外商の拡大	<p>ア 「高知家の魚応援の店」や消費地市場とのネットワークを活用した、又は首都圏及び関西圏のパートナーと連携した外商活動の一層の強化を図るため、漁獲物の品質向上を図るのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>
	(2) 輸出の拡大	<p>ア 有望市場への輸出支援を強化するとともに輸出に適した加工用原魚を確保するため、加工用原魚を養殖するのに必要なかん水蓄養殖施設、H A C C P 認定を取得するのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費</p>

	(3) 産地市場の機能強化	<p>ア 産地市場における鮮度向上や衛生管理等の取組を進めるため、漁獲物の鮮度管理や衛生管理を行うのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ 産地市場の統合を推進するため、産地市場の取扱の増加又は高度化に必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>ウ ア又はイの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費</p>
4 担い手の育成・確保	(1) 新規就業者の育成	ア 新規就業者の育成のために必要な漁業研修施設及び付帯設備の設置に必要な経費
5 防災減災対策	(1) 津波や高潮等の災害に対する防災減災対策	ア 災害発生後、速やかに漁業活動を再開するために必要な施設の電源設備及び漁船用燃油施設のかさ上げ並びに水揚げ荷さばき施設の改修に必要な経費
6 その他知事が特に認める事業		<p>ア 1から4までに定めるもののほか、高知県産業振興計画の取組のために必要なものとして知事が特に認める事業の実施に必要な経費</p> <p>イ 5に定めるもののほか、防災減災対策に必要なものとして知事が特に認める事業の実施に必要な経費</p>

#### 別表第4（第6条—第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第5（第6条関係）

補助事業の重要な変更

区 分	変 更 内 容
事業内容の変更	(1) 事業実施主体又は管理主体の変更 (2) 施工箇所及び設置場所の変更 (3) 事業費の3割を超える変更又は補助金の増額を伴う変更 (4) 施設等の新設又は廃止